

新しい武蔵野市長が生まれて2ヶ月。この間武蔵野市は何か変わったでしょうか？特に当選した市長の言う“市民参加”と“今までの市民参加”どう違うのか？それが私たちの子どもにどういう影響を与えるのか？見守っていきましょう。

2005年（平成17年度）

市保連ニュース

V o l . 5 - i i （通常版） 2005. 12. 16

<http://hoiku.ram.ne.jp/shihoren/>（非公式サイト）

1. 一年間の審議の後、陳情採択！

昨年度3月市保連ニュースでご紹介した陳情が、このたび武蔵野市議会文教委員会において全会一致で採択（意見付）されました。以下に、陳情要旨と採択意見を掲載します。

「障がいを持つ子どもたちの学童クラブ入所要件緩和に関する陳情」

陳情の要旨

武蔵野市学童クラブ条例第4条に「学童クラブに入会することができる児童は、市立小学校に就学中の1学年から3学年までの者」という一文があります。これにより、都立養護学校や私立小学校に通う子どもは学童クラブに申し込みさえできずにいます。私たちの中にはひとり親であったり、働かなくてはならない事情がある者もいます。現在は限られた条件で仕事をしたり、有償のヘルパーに依頼するなど、経済的な負担を強いられた状態です。また、第4条に適合し、学童クラブに在籍できた子どもも健常児と同じく3年生で卒所しています。自分で身を守ることができず、ひとりで安全に過ごすことができない子どもも健常の子どもと同じ扱いというのはあまりに無情に感じます。私たちには学童クラブに期待するもうひとつの大きな理由があります。養護学校に就学した私たちの子どもは、スクールバスで学校と家庭を往復する毎日です。クラスメート、他の学年や近所の子とも遊ぶ機会はありません。就学と同時に地域での居場所を失いました。暮らす社会から認知されずに育つ子どもが大人になって姿をあらわした時、地域社会に彼らの居場所は本当にあるのでしょうか。子どもは子ども同士が関わる中でこそ育ち合うのだと思います。たくさんの方が関わりあうことでお互いを理解し合える豊かさを知るのだと考えます。障害を持つ子どもたちに安全が保障された豊かな放課後を与えてください。

よって、下記項目を陳情いたします。

陳情事項

1. 市内在住の国公立・私立小学校児童が学童クラブに入所できるよう、要件を緩和すること。
2. 学童クラブに在籍する障害を持つ子どもたちの小学校6年生までの入所資格の延長を認めること。

採択意見

「私立小学校等の放課後対策については、地域子ども館の利用を視野に入れながら充実を図りたい。また、障害児の学童クラブ入所延長は、低学年児童との体力差や心理面にも十分に配慮するなど、学童クラブにおける集団生活に配慮したうえで、慎重に取り扱われたい」

武蔵野市では数年前、保育園を卒園した障がい児が学童クラブへ入所できず、他自治体に引越して学童保育クラブに入所したことがありました。あんなことが二度と起こらないように、これをキッカケに子どもたちに良い環境が作られていくと良いですね。

お願い

子どもをめぐる痛ましい事件があとを絶ちません。保育園を卒園した子どもにも声を掛け見守ってください。特に学童クラブからの帰り道は真っ暗です。私たち保育園保護者にも出来ることをしていきましょう。



2. 東京都からの補助金

現在、東京都から各市町村に子育てのための『補助金』が出されています。その補助金が『交付金化』されるという情報が流れて、不安が広がっています。

～どんな補助金？ 例えば認可保育所の場合～

- 国が児童福祉法に拠って定めた“認可保育所”には保育士の数や施設面積・設備などに一定基準がある。
- この基準（国基準）は戦後の混乱期に定められたもので、非常に低い水準となっている。

- 0歳児保育特別対策事業
 - 11時間開所保育事業
 - 障がい児保育事業
 - 延長保育事業などなど
- これらの補助事業のためのお金が補助金！

- 東京都は独自基準（都基準）を設けて国基準以上の保育水準を数年前まで保ってきた。
 - 看護師の配置や保育士の増配置。
 - 特例保育（10時間30分開所）の実施など。
- たとえば…国基準に拠る保育所運営時間は8時間。保護者の通勤時間は考えていない！国は、数年前11時間開所を義務付けしたが運営費は8時間のときのまま!!**

このほかに ☆学童保育のための補助金 ☆定期予防接種のための補助金 ☆3歳児健康診査のための補助金など ☆13種の補助金があります。

『この13種の補助金を交付金化し、一括して各自治体に渡し裁量をゆだねる』
こんな提案が東京都市長会にされた（10/25）というのが、今回の話のようです。

提案理由は…

『東京都の今までの補助金は、国からの補助金の上乗せだった。国の三位一体の改革によって制度が変わり、「単価」という算定基礎が無くなるなどで、このままでは補助金が出せなくなるため』ということのようです。

これに対してこんな不安が広がっています。

- ①補助金は使い道が確保されていた。また『子ども一人当たりの単価』という算定基礎があった。交付金化されれば、ほかの事に使われるのではないのか？
- ②『子ども一人当たりの単価』という発想が無くなると、利用者が増えても交付金の額は増えないのではないのか？ 保育所の利用者は増えているのだから、詰め込む以外に方法が無くなるのでは？
- ③障がい児保育を充実しようと思えば、ほかの子のための保育のお金がなくなるのでは？ 保育所を充実しようと思えば、学童クラブのお金がなくなるのでは？ 学童や保育所を充実させようと思えば、予防接種のお金がなくなるのでは？ 予防接種を充実させようと思えば、3歳児健康診査のお金がなくなるのでは？ どれが欠けても困る！

- 『交付金化されても使い道は13事業に限定する予定』
- 『交付金化され算定基礎がなくなっても、旧13事業の使用割合は毎年報告させる。それによって利用者が増えれば交付金を増額する予定』と言っています。

あくまでも予定。今現在検討中のことなので、最終的にどうなるかは判らない。すべて結果が出てから。とのこと。

色々な関係者から声があがり、東京都は…



行政が決めたことに都民・市民が従うのではなく、都民・市民との対話によって、行政として物事を決めていく。決定したことを説明するだけでなく、経過報告が適宜あれば、こんな不安解消されるはず。ですよね・・・